

# 紀 要

## 第10号

— 目 次 —

序	
縄文時代石器研究の方法論序説	(鈴木 康 二)
弥生社会からみた独鈷石	(田 井 中 洋 介)
犬上川左岸扇状地における考古学的研究	(近江歴史クラブ)
犬上川左岸扇状地における須恵器編年試案	(畑 中 英 二)
犬上川左岸扇状地の古墳群について	(北 原 治)
近江における階段式石室の検討	(堀 真 人)
犬上川左岸扇状地における無袖式横穴式石室	(辻 川 哲 朗)
古墳時代後期から終末期にかけての土壙墓の問題点	(畑 中 英 二)
犬上川左岸扇状地の古墳にみられる習俗の研究	(畑 中 英 二)
犬上川左岸扇状地における馬具副葬土壙墓について	(山 中 由 紀 子)
犬上川左岸扇状地における古墳出土の土器様相について	(中 村 智 孝)
犬上川左岸扇状地周辺の生産と流通の概観	(畑 中 英 二)
東大寺水沼荘の開発	(神 保 忠 宏・畑 中 英 二)
「湖東系軒丸瓦」に関する基礎的考察	(重 岡 卓)
古代王権論にむけて	(細 川 修 平)
日野町出土の瓦器碗をめぐって	(土 垣 幸 徳)
滋賀県伊香郡高月町井口集落周辺の水利と環境	
井口城とその立地	(神 保 忠 宏)
水と環境教育	(佐 野 静 代)

1997. 3

(財)滋賀県文化財保護協会

## 古代王権論にむけて

—犬上川左岸扇状地における考古学的研究の総括として—

細川修平

### はじめに

今回の共同研究は、今までに無い狭い範囲をターゲットとして計画した。すなわち、従来は「旧郡」またはその複合体を一つの単位として地域研究を行ってきたが、今回は犬上川左岸扇状地という「犬上郡」を構成する極一部の小地域を対象とした。その意図としては、より小単位の地域に限定することによって、同時により細かな考古学的事象を積み重ねることによって、「郡」という言わば行政的区分からは見えない地域の個性、あるいは地域間の交流の諸相を考えるための手がかりを得ようと言うものであった。あるいは、小さな単位としての地域を考えることによって、従来からの我々の課題である「領域支配の構造(=郡の形成)」に迫ることもできるのではと考えた次第である。

その結果、犬上川左岸扇状地における6～9世紀頃にかけての考古学的事象については、共通認識の範囲が極めて広いものとする事ができたとともに、それぞれ個別の事象が現す地域交流の様相についても、かなり細やかなレベルにおいて分析を加えることに成功した。小さな範囲をターゲットとすることによって、同時により精緻な集成と分析を加えることによって、細かな考古学的問題に対してかなり踏み込んだ論考を加える事ができたと自負している。さらに、それぞれの個別研究は、共通の時間軸を設定するという方法を採用した。これは、個別研究の成果「畑中論文(=須恵器編年)」を援用したものであるが、こうした共通の物差しを共有することによって、個別に、箇条書き的に理解していた事象を、少なくとも我々の研究会の中においては、一定の因果関係を持って説明しうる「Current」として認識することに成功したのである。また、「畑中論文(交流の諸相)」においては、それぞれの個別研究を地域間交流の視点から再確認したと言う意味も持ち、こうした点からすれば、これから書こうとする「総括」はまさに蛇足なのである。

そこで、今回の総括としては、最近私が個人的に

興味を感じている「王権」(文献102・177)と言う視点から犬上川左岸扇状地の諸相を考えてみると言う方法を採用させていただこうかと考えた。従来、私たちの共同研究の大きなテーマの一つに「日本における古代国家の形成」の問題が存在した点については、もはや説明の必要も無いであろうし、今回もこのテーマは堅持したつもりである。しかし、個人的にはこのテーマについては、大きく二つの理由から、これからの歴史学研究に対応できないのではと感じている。一つは、比較文明論的な意味からである。中国文明の周辺文明の一つではあるが、「日本文明」なるものが存在するとすれば、その形成(中国文明に対峙する日本文明としての)の諸段階を明らかにし、日本文明の文明史的な位置付けを明確化することこそが、今後さらに国際化するであろう歴史学の中での要求である。今一つは、大きくはこの問題に含まれるが、日本文明の大きな問題である「天皇制」へのアプローチと言う意味からである。古代国家の成立とともに確立した天皇制は、古代国家の解体後も、まさに今現在まで継続して存在している。その現実への賛否はともかく、歴史上類希なこの天皇制の現実について、そのシステムと意義・問題点を明らかにすることは、今後の歴史学に課された大きな課題である。

こうした大きな2つの理由から、「日本における古代国家」と言うテーマでは不十分と考え、「天皇制」をより一般化し、かつ、諸文明との比較の容易な「王権」と言うテーマについて考えてみたいと思う次第である。大きなテーマであり、簡単に結論の見える問題ではないが、私なりのテーマ設定への第1歩として、犬上川左岸扇状地における考古学的事象から「王権」について考えることを羅列するという行為を目的として開始しよう。

### 1 後期古墳の変遷に見る王権への傾斜

後期古墳から終末期古墳へ、所謂「横口式石槨」や「終末期群集墳」などむしろ特殊な現象を扱う以

外、一般的に後期古墳と終末期古墳の区別は曖昧なものとなっている。「7世紀代は古墳時代か否か」、このように表現を変えることもできる「後期古墳と終末期古墳の問題」は、時代区分の問題に留まるものではない。古墳時代と律令時代を繋ぐための、まさに「古代国家成立史」を考える上で重要なポイントを握る命題である。従って、こうした問題へのアプローチの不活発な状況は、歴史学における大きな損失の一つであると認識せねばならない。

こうした議論の不活発な現状は、典型的な「終末期古墳」の存在しない地域においては、「後期古墳の連続性と地域毎の個性的な展開」に起因する。今回の共同研究を行った犬上川左岸扇状地においても、尾子古墳群に「終末期古墳群」の可能性を考へることもできそうではあるが、「7世紀代になってから造墓を開始する。」と言う特徴以外に、これを他の古墳群と明確に区別しうる現象は指摘し難い点も事実である。後期古墳の一類型として尾子古墳群を理解する妥当性、すなわち「後期古墳」と「7世紀になって造墓を開始する古墳群」との区別の困難さを示すものと言い得るだろう。

しかし、果たして、「後期古墳は6世紀の前半代に始まり、7世紀の中頃から8世紀の前半頃まで同一の理論によって継続する。」ものであるのだろうか。あるいは、所謂「典型的な終末期古墳」は、全く系譜の異なる一部地域の特殊な墓制と位置付けることで許されるのであろうか。こうした疑問を起点として、「6世紀から8世紀近くまで継続する後期古墳」の中に画期を求めると言う方法から、「終末期古墳」の位相を明確化するという目的にアプローチしてみよう。

#### 横穴式石室と副葬品に見る画期

この問題に対して埋葬施設と言う視点からアプローチしたものが、「辻川論文」である。すなわち、従来、横穴式石室の小型化、特に袖部の形骸化として一般論的に理解されるに留まることの多かった無袖式石室について、①これが在来的な墓制の流れからは生まれ得ない存在である事実、②小型化の流れではなく当初は地域内での大型古墳に採用される事実、③在来的な石室が無袖式石室の影響を受けて変化する事実、④採用以前においては古墳群相互に個性が

指摘できたが、この個性を越えた共通の存在として導入された事実、の4点を明らかにした。すなわち、何らかの社会的関係の反映として、犬上川左岸扇状地に統一的に導入され、その後の横穴式石室の展開に大きな影響を与えた存在として無袖式石室を評価したのである。言い換えれば、無袖式石室の導入は後期古墳の何らかの基準として導入されたものであり、後期古墳の大きな画期として位置づけることを可能としたのである。

一方、後期古墳の画期に対して副葬品特に須恵器からアプローチしたものが「中村論文」である。中村論文の主題は2点存在する。1点目は、古墳副葬の須恵器には一定の品質のぼらつきが存在する姿を一般とし、逆に全く粗悪品を含まないものが存在する事実を明らかにした。古墳被葬者の社会的背景と流通の関係を考えるための新しい視点である。第2点は、副葬須恵器の変遷における画期を見出したものである。すなわち、長頸壺と土師器杯Cが副葬品に加わる段階（II段階古相）を、土器副葬の統一化への最大の画期として認定した。それ以前は比較的個性に富んでいた土器副葬が、次第に没個性的な内容になってゆくと理解し、この画期は、「何らかの基準による副葬行為の斉一化」との予見を行った。

以上、二つの個別研究の成果からは、犬上川左岸扇状地においては、埋葬施設における統一的な基準の導入と、土器副葬における統一的な基準の設定と言う、現状の資料からは年代的にやや差異が存在するものの、「統一的な基準の導入」と言う同一の方向を志向した、一連の画期を設定することが可能になるのである。犬上川左岸扇状地においては、古墳時代後期に大きな一連の画期を設定することができたのである。

#### 画期以前の横穴式石室と習俗

この画期の意味をより明確なものとするため、画期以前の後期古墳の在り方について考えてみよう。「堀論文」は、湖東地域に特徴的に見られる横穴式石室の一つである階段式石室を扱ったものである。従来この種の横穴式石室は、湖東地域の特徴として統一的に扱われていたが、愛知川を境にその北部と南部においては、系譜と展開が全く異なるものである事実を明らかにした。さらに、その北部地域にお

いても、秦荘町金剛寺野古墳群（上蚊野古墳群）においては同時的に他の石室（畿内の片袖式石室）と共存すると言う在り方を示すのに対し、北落古墳群や檜崎古墳群においては、同一古墳群における混在は認め難いとし、むしろ、古墳群毎における横穴式石室の使い分けが存在すると考えた。そうした上で、犬上川左岸扇状地における階段式石室の系譜を、伊勢北西部に求めると結論付けている。すなわち、階段式石室は湖東地域と言う広いエリアにおいて生み出されたものではなく、むしろ、個別の古墳群といった小さい範囲において採用と展開の方法が異なる存在であるとの認識を示したのである。

これは、「北原論文」の地域における古墳群のグループ化を通して実施した分析からも、ほぼ同様の結論が得られており、「犬上川左岸扇状地の古墳群は犬上川で結びついたいくつもの対等な集団が犬上川が山間部からまさに流れいずる場所、つまり、生活圏のなかでの水源地に営んだ墓地」と言う理解が的を得たものであり、この諸集団の対等性が、古墳群毎に個性的な横穴式石室の導入を可能としたものと考えられることを可能としたのである。

こうした個別の古墳群の自由・個性とも言い得る問題に対して、重要な提言を行ったものが「畑中論文（土坑墓）」である。土坑墓は、単純に「前方後円墳体制の最下部」に位置付けられる墓制ではなく、一部に、朝鮮半島の墓制の系譜を引く「非在来的」な墓制が含まれる点を明らかにした。土坑墓のこうした性格は、「山中論文」においても強調されている。こうした性格が考えられる土坑墓が一定数造営される背景からは、古墳の造営にあたっては、その埋葬主体の選択が、規制によるものではなく、古墳造営主体の自由意志（一定限度ではあろうが、）による可能性を考えさせる。すなわち、首長における墓制的・儀礼的な優位性と直接的に触発しない限りにおいては、故地の墓制や新来の葬送イデオロギーとしての習俗を表現することが許されていたと考えることができるのである。なお、こうした視点からすれば、「畿内の片袖式石室を採用した主体は、地域の上位に立つ人格である」との前提（文献56）は見直す必要がありそうである。その採用も、自由意志の中の一つの選択肢でしかなかったのである。

何れにしても、後期古墳と呼ばれる段階の集団墓においては、むしろ古墳群相互、あるいは個別古墳のレベルにおいて一定以上の自由意志による埋葬施設の選択が行われ、副葬品の埋納が行われた事実は正しく評価する必要があるだろう。特に、犬上川左岸扇状地においては「渡来系氏族・渡来人」と考え得る人格が、故地の墓制の風習に従い、その習俗を可能な限り反映した造墓活動を行っている事実は、後期古墳が極めてオープンな存在であったとともに、多くの渡来人が移住し得る下地としての時代的・地域的背景を評価する必要が感じられるのである。

### 昏迷する6世紀

このようにオープンな存在と認識できる後期古墳を成立させた6世紀とは如何なる時代であるのだろうか。

6世紀代は、強大な権力構造の形成された5世紀代（文献178）に対して、ある意味での反動的時代と評価することが可能である。例えば、内陸部においては5世紀後半から6世紀前半にのみ限定的に認められる製塩土器（文献131）は、6世紀中様以降は律令時代までその姿を認めることはなくなる。塩の生産・流通方法の変化も予想されるが、強権的に規制された流通システムが崩壊しつつある状況を見出すことも可能であるだろう。また、それ自体が軍事体制に直結するか否かはともかく、5世紀代における甲冑保有システムは6世紀代には継続せず、そこには体制の変化を予想せざるを得ないのである（文献176）。すなわち、6世紀代は、5世紀後半代に強固に形成された体制・システムが解体・変質する時代であるとの認識は確かなようである。

その中において、畿内の諸勢力を含めた各地の豪族層は、互いに錯綜した関係を結び、新たな秩序体制を模索していった。滋賀県においても、栗太・野洲地域は6世紀中頃に至って九州地域との密接な関係を維持し、大岩山古墳群では阿蘇凝灰岩製の石棺にステイタスを求めるとともに、一部に極めて九州的な横穴式石室を造営する。また、坂田郡南部地域は、特徴的な埴輪の技法を示すことによって自己のアイデンティティを形成する。（文献127）。志賀郡南部地域は、大量の渡来系氏族が編入される特殊な地域であるが（文献113）、生活雑器的には河内地域

との結びつきが想定され、また古墳に表現される習俗の飛鳥や石川流域との共通性も必ずしも故地の習俗のみで理解する必要はないのかもしれない。そして、今回の共同研究のテーマである犬上川左岸扇状地においても、横穴式石室において三重県北西部地域との結びつきを示すとともに、「渡来文化的」様相を色濃く表現するという地域のアイデンティティを形成しているのである。

こうした地域のアイデンティティの形成こそが、後期古墳の比較的自由的な個性の表現の素地に他ならないが、これは必ずしも畿内における権力構造と無関係であったと言う意味ではない。今回の共同研究では踏み込んだ議論は行わなかったが、塚原古墳群と北落古墳群（その一部かもしれない）は、所謂「密集するタイプの古墳群」（文献141）と認識できるものである。その造営主体についての結論はともかく、墓域に強い規制を加えた動向から「新しい地域支配の貫徹」を見出そうとする視点は妥当なものであり、犬上川左岸扇状地においても畿内の権力構造による介入を認めざるを得ないのである。問題は、この段階の畿内の権力構造が、地域における構造と同じように、錯綜した複雑な集団構造に基づいていると考えられる点である。

例えば、古墳時代後期の威信財あるいは身分表出の遺物と理解される「装飾太刀」は畿内の権力構造が半ば独占的に制作・配布したものと理解されているが（文献150）、装飾太刀の複雑な系譜と系統、さらにその分布状況からすれば、畿内の権力構造を形成する諸勢力と地域の諸豪族の複雑な関係の反映と理解することが妥当である。少なくとも、最先端の技術を一元的に反映しつつ、かつ、一元的な管理システムの想定が可能な状況にある中期甲冑の配布・分布形態（文献176）との差異は大きくと認識される。あるいは、6世紀前半以降畿内においても活発に横穴式石室を造営するが、「畿内的石室」とされながらも、小地域毎の個性が著しく、その中で互いに莊嚴化、大型化を志向している状況こそ、畿内における複雑な権力構造の反映と考えることも可能であろう（文献122）し、初期の家型石棺もこうした傾向で理解できる（文献193）。そして、何よりも密集性・集合性を志向した大王墓を含む畿内の有力古墳が分

散化し、点在化するようになるのが6世紀である。畿内の権力構造を支えた諸豪族の独自性の発揮と理解することができそうである。

このように複雑化した畿内の権力構造は、全体としての方向性は維持しつつも、その内部の個別構成体が、個別的に地域の諸集団と関係を結ぶと言う方式を展開していた点も確かである。犬上左岸扇状地においても「密集するタイプの古墳群」を造営するという畿内の権力構造の全体的な方向性に従う一方、檜崎1号墳の横穴式石室が、その詳細な構築技術はともかく、全体として大和平群谷の横穴式石室との類似性が指摘できるとすれば、平群谷に墓域を構えた畿内の個別の集団との関係を見出すことも可能である。こうした権力構造内部の個別集団との関係を基礎として、権力構造全体の方向性を実現させていったものと評価できるであろう。

何れにしろ、この時代は多元化・複雑化した畿内勢力の内部構造と、それを取り囲む諸地域の首長層が、重層化した関係を交錯しつつ締結した段階であり、そうした社会背景の中において、各地域あるいは各集団が、畿内勢力との関係を結び、あるいは、自らの個性と独自性を発揮していた時代であると定義することが可能となってくる。錯綜した諸関係の結果こそが、地域毎のアイデンティティとして表現され、無秩序とも思える状況の中にあっても、古墳の個別要素の積み重ねとして数々の関係が、畿内の権力構造を中心に結ばれていた時代と評価できるのである。

#### 後期古墳における画期

このように古墳時代後期（6世紀）を評価するとき、犬上川左岸扇状地において指摘できた一連の画期、すなわち、無袖式石室の導入と土師器杯Cおよび長頸壺の副葬の開始の意味は自ずと明らかになってくる。すなわち、個別的、独自の、かつ錯綜した関係を表現していた古墳群に対して統一的な基準を設定したものであり、この基準の発信源が畿内であるとの前提に立てば、畿内の権力構造と個別古墳群の間のより直接的・絶対的な関係の設定と考えられるのである。もちろん、こうした現象が集団の全ての成員に貫徹されたものではなく、集団の主導的立場の人格をターゲットに実施されたであろう点は、無

袖式石室が大型石室として採用されている事実からも明らかである。しかし、これ以降、その他の石室も無袖化の傾向を加速させる点を評価すれば、一定の基準に従い集団全体が序列化されてゆくものと考えることが可能である。また、その基準が地域を越えた広い範囲で適応されている点からすれば、その序列化は広い範囲での絶対化に他ならない。複雑に締結されていた個別集団と畿内の権力構造との関係が、石室構造（規模）や土器副葬を軸として単純化されたものであり、これは同時に古墳群（個別集団）間においても絶対化し得る関係なのである。集団の個性が表出され、個別的な複雑化した関係を基礎としていた6世紀段階の動向とは大きな変化であり、古墳という存在を軸としたより強い支配構造が貫徹されたと認識せねばならないのである。

しかも、その変化は畿内勢力の一元化と軌を一にしている点も評価せねばならない。6世紀の後半頃から、畿内における横穴式石室は「畿内式横穴式石室」と呼ばれる巨石・大型の両袖式石室に統一されつつあり(文献122)、かつ、家形石棺についても竜山系石棺に統一される(文献193)。畿内の権力構造が整備され、そのステイタスシンボルとしての横穴式石室と石棺が成立したのである。また、多様な在り方を示した威信財＝装飾太刀についても、方頭太刀に統一されるのがこの頃であり(文献151)、前方後円墳というまさにより古い段階の墓制的秩序とも決別する。すなわち、畿内の権力構造が多様な在り方を示し、かつ、同族的な関係を重視した段階から、次第に構造が整備され、一つの統一された機構へと変化しつつある状況が墓制の中に反映されているのである。それまで分散化傾向を示していた有力な古墳が数箇所集中するようになるものこの時代である。

畿内における土器副葬の実態に対して十分な検討を加えることはできなかったが、横穴式石室について見てみれば、赤坂天王山古墳や石舞台古墳、岩屋山古墳などの大型の両袖式石室を頂点とし、その石室構造を統一することによって規模による基準を設定し、被葬者のランクを明確に示すようになってくる。地域においてもその基準が適用されたであろう点は想像に難しくなく、県内で最も有力な後期古墳群

(7世紀に継続する)と目される勝堂古墳群において、石舞台式の横穴式石室が導入される。そして、こうした大型横穴式石室の動向とまさに軌を一にして成立・波及する無袖式横穴式石室は、ここで明示されたランクの延長に位置するであろう点も明らかである。無袖式横穴式石室が古墳群の盟主墳クラスに採用されている事実からすれば、地域首長級以下のランクとして無袖式横穴式石室が設定されたものと考えられるが、両袖式石室との具体的関係については明らかにできなかった。竜王町付近においては両袖式石室が卓越している様にも見受けられ(文献190)、両者の在り方には地域的な差異が存在する可能性も考えられる。いずれにしろ、大型の両袖式石室を頂点とする横穴式石室の基準(＝その被葬者のランク)が設定され、その基準は古墳群の盟主クラスまでは、直接的に適応されたのである。さらに、無袖式石室の導入以降、一般の横穴式石室も急激に無袖化する事実を評価すれば、間接的ではあろうが、一般の古墳造営上体までもがこの基準によって位置づけられるようになったと考えることも可能である。

このように、横穴式石室に見た画期とは、統一された機構が設定した基準による地域の諸集団・諸個人の絶対的な位置付けと言う、まさに新しい地域支配への方法と評価することができる。しかし、問題は存在する。こうした変化は6世紀後半から7世紀前半にかけて暫時的に現れるものであり、また、地域間における変化の遅速も指摘できる。すなわち、明確な画期として設定することの困難さを伴う変化である。この画期以降を「古墳時代終末期」と呼称する必然性は感じるが、「古墳時代終末期」は暫時的な成立であると評価せねばならない現実も事実なのである。

#### 王権への傾斜の中で

こうした、新しい地域支配の方式を進めた機構こそ、新しい王権の誕生と考えている。確かに、上で述べように、地域間の差異が大きく、一列に扱うことに躊躇せざるを得ない点も真実である。しかし、暫時的・地域的な展開とは言え、多様化していた横穴式石室が、「畿内的両袖式石室」と「無袖式石室」と言う二者を基準とした方向で再編成されつつある点は確かであり、これと並行するかのようによ俗な

どの側面においても、あるいは墓制としての他の側面においても、後期古墳の多様性が消滅しつつある傾向も確かである。ここではこの傾向を最大限評価することこそ重要ではないかと考えている。

古墳は、その創出段階から規格性を伴った墓制であり、この規格性によって同族性の確認やそれを基礎とした社会の中での位置を表現したものとされている(文献132)。しかし、「社会」の発展に伴い、墓制は変化し、多様な規格性を持つものとなっていった。横穴式石室の導入はまさに、その多様化への頂点に位置するものであり、6世紀代の錯綜した状況を生み出す前提でもあった。こうした動向に対して、新たな規格性＝基準の設定が、「古墳時代終末期」の動向と評価することができるのである。まさに新しい権力の構造がその支配体制を拡充してゆく、その第1歩と位置づけることができるであろう。

なお、この段階での権力の構造を専制化した王権と評価することには、なお躊躇を覚えるものである。こうした統一の規格・基準の設定の後の「古墳時代終末期」の方向性は、「独占化」と考える(文献135)が、これこそ王権の成立を意味すると考えるからである。すなわち、墳形の独占(前方後円墳から方墳からさらに八角形墳へ)、埋葬施設の独占(大型両袖式石室と家形石棺から横口式石槨と漆棺へ)などの動向を急激に進行させ、その一方で地域の古墳の造営は下火となってくる。これは権力構造の中核が、自らが設定した基準からの脱却を図ったものと評価でき、権力構造の中核から一系統の権力者が生まれ、これが新来の墓制を独占し、他の権力構造の構成体さえもが規格・基準の中で絶対化されつつある過程を表現している。さらに、旧来の墓制の造墓までが規制される。権力構造の中の有力な貴族でさえ、王権から墓制を与えられる存在へと転化し、その与えられた墓制も次第に規制される。王権のみが墓制を独占し、それはまさに旧来の墓制とは一線を画した、新来の新しい墓制であった。まさに突出した王権の誕生への最後の過程であり、今回考えた画期はその前提を整備した第1歩に過ぎないのである。

いずれにしても、同族関係を基準とする古墳造営から完全に脱却したうえで、古墳造営の新しい規格と基準を設定し、その基準にしたがって、多くの人格

を絶対的な評価の中に位置づけたものが、7世紀前半に認められた一連の画期である。これによって、一元化された権力構造と支配体制が生み出され、さらに権力構造が王権の中核とする組織に転化するための前提となるものとし、ここでのまとめとしておきたい。

## 2 日本の神聖王の時代

「重岡論文」においては、犬上川左岸扇状地を中心とする湖東地域における寺院(瓦葺建物)の成立過程を明らかにした。従来、湖東地域で一括されていた軒丸瓦が、若干の先後関係も存在するが大きく2系統の系譜で理解すべきであり、それが相互に関連しつつ技術的・文様の展開を示す点を明らかにした。こういう意味からは、湖東地域山麓部の結合性を改めて強調したものであるが、それが意味するところについては、共同研究の討議を経ても十分な結論に至らなかった。ただし、この現象を従来言われてきたように、湖東地域最大の古代氏族である「愛知秦氏」との関連のみで理解することには、少なからずの躊躇を覚えた点は強調しておきたい。

「湖東系軒丸瓦」のように中央に発信源を認め難い軒丸瓦も、あるいは中央に発信源を持ち全国に分布する軒丸瓦も、それぞれ個別の軒丸瓦としての評価を下すための前提として、7世紀から8世紀前半にかけて、急速に仏教が受容され、寺院が建立される意義・方向性を明らかにする必要を感じたからである。ここでは古代の仏教政策についての私見を「王権」との関係で述べ、その中での古代寺院の位置を考えてみたい。

### 仏教国家としての日本

古代寺院の建立は、仏教という既存の世界宗教を受け入れた何よりの証である。仏教は教科書的な理解によれば、538年百濟聖明王によって倭国に伝えられたものであり、熱烈な仏教徒であった梁の武帝による仏教的世界観に基づく国際関係が、東南アジアから東北アジアへ展開してきた事実を示している(文献129)。しかし、こうした理解のみでは、仏教が倭国に受容され、多数の寺院が建立されてゆく背景は説明できない。まず、仏教受容の背景を整理してみよう。

仏教が広く受容された背景に対しては、大きく4つの理由が考えられる。

第1の理由は国際的契機である。「聖徳太子の外交方針」を典型とするように、倭国が隋・唐帝国との外交を開始し日本国へ脱皮するにあたっては、中国的「礼」の秩序よりも仏教的な秩序を一つの基軸とした(文献108)。日本国としての独自性を表現するために、中国的イデオロギーに頼らず、仏教というインターナショナルなイデオロギーを利用したのである。その結果、国内において急速に仏教が定着させる必要が生じたのである。

第2の理由は、仏教に付随する技術的側面である(文献179)。寺院そのものが、土木、手工業生産、工芸などの最新の技術の総合体であり、仏教の受容と言う方法で、それらの最新技術を手に入るとともに、それらを地域に広げてゆく過程において、従来までの技術の保有の在り方から、流通や余剰生産物の在り方までもを変質させていった。仏教は技術革新をもたらしたのみならず、生産・流通・備蓄の体制を変革・整備させる一翼を担っていったのである。

第3の理由は仏教のイデオロギー的側面である。第1の理由による仏教国家への傾斜において仏教イデオロギーが重視されたであろう点とはともかく、国内的な諸政策の展開に仏教イデオロギーが利用されてであろう点とは、これも「聖徳太子の諸政策」が如実に示すところである(文献133)。寺院建築の持つ可視的な形での「新来の時代への予見」とともに、種々の仏教教義と祭祀が、在地的な神秘性や祭祀に与えた影響は計り知れないものであったと想像できる。旧来の価値観を変革し、新たな価値観を創造した。国内的なアイデンティティとイデオロギーの形成に仏教が利用されていったのである。

第4の理由は、第3の理由とも関係するが、仏教の持つ知識の場としての側面である。仏教は当時の社会における、最高の知識の場であった点と言うまでもない。これは、文字の使用や科学、音楽などの学問的知識性ととも、仏教教義そのものの有する抽象的概念・思考としての哲学的知識性をも意味している。仏教は、知識の場、教育の場としての寺院を広く展開させてゆくことによって、新しい時代の支配方式に必要な「知識」を広め、優良な王民を生

み出す手段とされていったのである。

こうした4つの理由は互いに独立したものではなく、それぞれが複雑に関連しあって日本国を仏教国家として成立せしめ、数多くの古代寺院を建立を実現していた点と言うまでもないであろう。その解釈には種々の立場が存在するが、川原寺式軒丸瓦(文献161)や法隆寺式(文献125)など中央に発信源を持つ瓦が、一定の方式に従って全国に波及してゆく過程は、まさに、日本国が仏教国家として成立してゆく過程を示している。また、仏教自体についても日本的な解釈を受け、日本的なるものに変質しつつ受容された点も確かである。余談ではあるが、こうした視点からは年代的にも近接する古代チベットにおける「ソンシェンガンボ王権」との比較研究はもっと活発に行われる必要が感じられる。ここでは「16条法」が整備され、仏教の名の下、大規模な開発が実施されている。

#### 日本の神聖王の出現

さて、この日本的なる部分についてさらに少し考えておきたい。すなわち、仏教と王権の距離である。この問題に関しては、「聖徳太子が仏教經典の講義を行った」という伝承の成立は重要と考える。「聖徳太子」を「王」と呼ぶか否かの問題はともかく、世俗王を志向すべき人格が、外来的宗教に対しても神聖王たらんとした何よりの動向と考えるからである。今「世俗王」「神聖王」の定義は行わない。重要な点は、仏教という外来的宗教イデオロギーを新しい支配理論として採用するに際して、単に支配者がその宗教に帰依するだけではなく、宗教そのものを自らの内なるものとして自らの支配の中に取り込むと言う「パフォーマンス」を必要とした事実である。たとえこれが伝承としてのみの存在であっても、このパフォーマンスなしには仏教を新しい支配理論として、まさに仏教国家としての確立は為し得なかったのである。東アジアの仏教国家と呼ばれる存在はもとより、世界史的に見てもこのような形で外来の世界宗教を国家宗教として取り込んだ国家は類例に乏しく(文献148)、ここに、日本的な宗教の在り方とそれを支配理論とした古代国家＝王権の特殊性を見出すことができるのである。

ただし、この過程においては仏教自体の変質も存



在する。例えば、仏教の受容後の天皇の葬儀は、天武葬儀における尼僧の参加を初現として持続の火葬など急速に仏教化し、日本的とされる「モガリ」は廃れてゆく(文献192)。一方、天皇の即位儀礼としての大嘗祭は、仏教色は全く排除されたまま、秘儀としてその完成を見るのもこの時代である(文献112)。天皇の死を物理的契機として執り行われるこの二つの儀礼は、単一の生死観・宗教では理解できないものである。大嘗祭における生死観＝靈魂観をより日本的・基層的なものと理解するならば、同時に、現在においても仏教的生死観＝輪廻思想が必ずしも一般化していない事実からすれば(文献107)、仏教思想を日本的なるものへ変質させた上で、あるいは、そのエッセンスのみを取り入れることによって、全く異なる思想に基づく一連の儀礼を、天皇の死という国家的危機に際して執り行うことが可能となったのである。

ところで大嘗祭については深入りしないが、これが天皇の神聖を確認し、支配者天皇としての正当性を保証する儀礼である事実については確認しておきたい。すなわち、天皇霊＝「天皇の支配権力を呪的・宗教的にささえる威力の根源としての魂」(文献117)を次代天皇が継承するという儀礼的パフォーマンスと、国魂として献上される稲を通じて行われる呪的・宗教的な支配と服属の儀礼的パフォーマンスとの複合を通じて、新天皇の支配者としての正当性を確認する場として大嘗祭を評価する(文献102)。すなわち、「日本の神道」の一つの根源と考えられる「稲の収穫祭＝ニヒナメ」をイメージとしての根源におきつつ、そこから遊離した支配・服属儀礼としての新嘗祭＝大嘗祭を執り行うことによって、イメージの根源としての「日本の神道」における「神聖王」としての天皇が誕生するのである。

さて、ここまで見てきたとき、仏教の日本的なる部分が明らかになる。すなわち、単純に日本の神道における神聖王が、外来の仏教的な神聖王としての性格を併せ持ち、自らの支配者としての性格を強化するために、仏教を日本的な部分に変質しつつ導入していったものではない。イメージの根源の地平に立つ幻想としての首長が、支配者として現実的地平に立つ権力者へ変質するための理論的な飛躍の場にお

いて、言い換えれば、ニヒナメから新嘗祭(＝大嘗祭)への理論的な飛躍を行うにあたって、あたかもその飛躍を隠蔽するかのように、外来宗教としての仏教的な神聖王を装うのである。その飛躍を必然足らしめ、その根拠を仏教という外来的な宗教性の中に求めたものとも考えることもできる。自らがイメージの根源として立脚する「日本の神道」と、新しい時代の支配理論としての「仏教」における神聖王、この二つの性格を、見事に使い分けることによって、支配者天皇として君臨してゆくことこそが、仏教が日本的に取り込まれた最大の理由とすることができるであろう。天皇の死という物理的現象を契機に執り行われることを基本とする「仏教的葬儀」と「日本の神道としての大嘗祭」その連続する儀礼的行為が、支配者天皇としての姿を曖昧なものとしている事実を改めて確認する必要があるのである。

#### 仏教政策としての寺院建立

いずれにしろ、このように基層的宗教と外来的宗教の2重の宗教に対して「神聖王」として立脚する王権は、日本に固有の王権の在り方と理解できる。これは倭国が日本に飛躍するに際して「仏教」が重視され、逆に仏教と言う存在を最大限利用すること無しには、その飛躍が達成され得なかった事実を示している。そして、王権におけるこうした仏教との結びつきの強さは、当然地方における仏教の定着を前提とするものであった。古代寺院はそうした仏教定着の前進基地として建立されたのである。

「豪族たちが競って氏寺を建立した。」7世紀後半から8世紀前半かけて寺院建立の絶頂を説明するために用いられる用語である。確かに、古代寺院の持つシンボル性や付随する技術・経済的側面を考えれば、豪族たちが寺院建立を一種のステータスと考え、建立を試みた点は事実であろう。しかし、その背景には仏教に依存する王権が存在する点は無視できない。近江国は古代寺院の集中する国として知られている。しかし、多くの寺院は未完成のまま廃絶し、これは「競って建立した」ものとは考えがたい情景である。王権の必要性から仏教の地方への定着が図られ、「寺院建立に追い込まれゆく地方豪族」の姿もまた真実である。あるいは、寺院建立のために疲弊してゆく地方豪族の姿も想定すべきかもしれ

ず、これを豪族の自由な意志と評価することには少なからずの躊躇を覚えるのである。

こうした状況を考えるとき、湖東系軒丸瓦の分布の意味を考えるための一つの方向性が見えてくる。

「愛知秦氏」と呼ぶか否かはともかく、湖東地域に色濃く見出せる「渡来的文化様相」の担い手たちは、仏教あるいは寺院建築に関する知識（この知識が全体的か断片的かが問題とされるべきであるが）を保有していたであろう点は、「重岡論文」から十分に導くことのできる解釈である。こうした諸豪族層の知識も寺院建立の過程においては大いに活用されたであろう事実は想像に難くない。すなわち、国家的政策として仏教の定着が計られる時代において、その具体化の舞台である古代寺院の建立に、地方豪族の技術（＝経済）が活用され、それによって地域の取り込みが計られた可能性を考るものである。湖東地域の場合、扇状地の開発という共通の課題・目的を持った諸氏族をその課題を軸として、技術・経済的な交流を活発化させることによって、あるいは、「丹」の採掘などの共通する特殊技術を軸としつつ（文献169）地域を越えた交流を締結させることによって、地域の開発などの生産活動の活性化を図るとともに、諸豪族間の相互の牽制の中で、特定氏族の突出を防ぐといった意味を想定することも必要であろう。もちろん、その過程における豪族による土地の私有傾向や開発の独占も想定しなければならないが。

何れにしる湖東系軒丸瓦の分析では、文様・技術・胎土・色調など、2系統の技術を軸としながらも、極めて複雑な系譜・系統の関係が結ばれている事実が明らかになった。これを古代寺院の建立という地平に拡大して考えるとき、技術的・経済的に結ばれた諸関係は、恐らく我々の理解を超えたより複雑な関係であった想像できる。その関係性は、単独の有力豪族を中心としたものとは考え難い。ネットワークとでも呼ぶべき構造を持つものであったと考えられる。このネットワークの一片が、湖東系軒丸瓦の分布圏に他ならない。

古代寺院の建立が中央の一元的とも言い得る要求の中で達成されたとしても、それは8世紀後半の国分寺・国分尼寺建立のように国家的なバックアップ体制を伴ったものではなかった。諸豪族を取り囲ん

だ技術・経済的なネットワーク体制に負うべき行為でしかなかったのである。このネットワークが律令的な収奪体制に結びつくか否かは明らかではない。中間層としての地方豪族の勢力を伸ばし得る場であった可能性も考えられるし、地方豪族の弱体化へ作用することも考えられる。あるいは、「神保・畑中論文」で明らかにしたように、私的土地所有への道程を切り開いたであろう側面も無視できない。国家的体制の確立として仏教の定着、その具体化としての寺院建立は、必ずしもそれが理想とした国家的体制の下で行われたものではなかったのである。まさに、国家形成期の混沌とした状況を示す可能性が考えられ、無理を侵してまで寺院の建立に執着した意図こそが強調されべきなのである。

ここで浮かび上がるのが、支配理論と支配の前提としての知識の普及、そうした具体化の場としての寺院である。最澄の出現まで戒壇の授受は国家が独占するところであり、かつ行基のような私僧の活動を強く規制している事実が存在する。仏教の定着を計るという側面と相反する動向である。また、遣唐使において僧職が重要な位置を占めていたと言う事実も存在する。軒丸瓦の分布から想定できる寺院建立のネットワーク的側面に対して、（尼）僧・知識といったレベルにおいては想像以上の強い規制が働いていた可能性が存在する。古代寺院がその建造物として評価され得るものではなく、その内容・機能によって評価されるべき事実を示しているのかもしれない。古代寺院は、「知識」の場として、それを具体化する荘厳な「儀礼」を行なう場として建立されたものであり、その儀礼の中心に天皇が位置するのである。まさに日本的な「神殿」の出現として「古代寺院」を位置づけることができるのである。

### 3 おわりに

以上、古代王権の成立へのイメージを軸に、今回の共同研究を位置づけるという試みを行なった。全く触れることのできなかつた個別研究も存在するが、その結果、6世紀後半から7世紀という時代が、王権の成立に向かって急激に加速を強めていくと言う従来どおりの理解を改めて確認するという結論にとどまったが、それが、従来どおりの単一的な発展論

に基づくものではない点は明らかにし得たと考えている。

後期古墳においては、単純な薄葬化と言う現象ではなく、明確なランクの設定として、後期古墳が変質し造墓の規制が加えられてゆく過程を明らかにした。また、それを前提として「王権」による墓制の独占が進行する過程を予察した。それ以前の権力構造をどのような王権と理解するかはともかく、これらの変化を通じて王権の質的变化が志向されつつある状況は確かであろう。河野氏の設定した(文献123)墓制の第2世代から第3世代への、日本的な変化の在り方と評価することもできるだろう。

一方、仏教と寺院建立の問題においては、仏教を国家宗教と位置付け、仏教的支配体制が貫徹されてゆく表現としての寺院建立を考えた。同時に、日本の天皇が基層的に立脚する「日本の神道」のみならず仏教においても「神聖王」として君臨している状況を考え、天皇制の特殊性を考えるとともに、外来宗教に対しても「神聖王」となるべきパフォーマンスを必要とする「王権」としての段階的在り方を考えた。寺院を神殿と位置づけて考えれば、都市における神殿の突出が外来の宗教を契機に進行したと評価でき、都市における第1世代から代2世代への変化を見出すことも可能であるだろう。現状の資料から見る限り、政治の場としての王宮・宮殿の本格的整備は寺院の建立に遅れるようであり、その地方的展開は、明らかに神殿としての寺院が先行しているのである。まさに、神殿を中心とした「都市」形成(文献123)が先行し、王宮・宮殿との一体となった「都市」の拡散は、さらにその後の政治過程を待たねばならなかったのである。

最後に、今回問題とした二つの問題点は統一的に理解することこそ重要である。これは古墳の変化の中で仏教が果たした役割を評価することから達成される。本格的な仏教葬式の開始は、火葬の開始まで待たねばならないとしても、古墳が仏教の影響を受けた事実は、水鏡池古墳の石棺などから知る事ができる。恐らく、他界観などの古墳的イデオロギーが、仏教の波及に伴って大きく揺るがされたであろう事実は想像に難くない。古墳文化の衰退における仏教の果たした役割は想像以上に強いものであった。

しかし問題とすべきは、王権による古墳の独占が、火葬の開始や八角形墳と言う仏教的な側面を押し出しつつ展開している事実である。まさに仏教による新しい古墳の葬送儀礼の形成と評価することが可能である。本来的な仏教思想によれば「埋葬施設」の存在は必要とされない。この思想が一般的な古墳の衰退に拍車をかけたものと考えられるが、これとは全く逆の形で、仏教的葬送儀礼としての終末期古墳を生み出し、これを王権が独占するのである。ここに、「仏教的神聖王」としての天皇の意味が存在する。八角形墳は仏教的スツープからの影響で成立したものと考えられる(文献138)が、本来そこに安置されるものは「仏教の根元としての仏舎利」である。今、天皇が自らの遺骸をそこに納める行為は、自らが「仏法を中心に君臨する神聖王」としての立場を宣言する行為であり、宗教的権威として並ぶべきものの存在しない絶対不可侵の存在足り得る行為に他ならない。イメージの根元としての日本の神道から脱却し、仏教というインターナショナルな宗教的地平において、文字どおりの「神聖王」として君臨する。ここに王権としての権威の根源が保証され、葬送儀礼を一つの典型とする宗教的な独占を達成するのである。その過程でこそ、寺院建立と言う形で進められた仏教の定着が大きな意味を持ってくる。八角形墳は、まさに広められつつある仏教のイメージ的センターとしての意味を持っているものと言うこともできるだろう。

いずれにしろ、後期古墳から終末期古墳への変化の過程における仏教の役割を、消極的な今までの評価に加えて、積極的な意味においても評価する必要がある。天皇は仏教的神聖王として初めて古墳を独占し、自らの宗教的権威の立脚する基盤を整えたのである。あくまで同族的な関係を基本とし、かつ、「日本の神道」を基層とする古墳からは導き得ない地平であり、古墳が王墓へと飛躍するために「墓制における日本の神道の側面」を払拭し、「仏教的側面」を前面に押し出したものと評価することができるのである。

もちろん、こうした動きは大嘗祭に代表される「日本の神道における神聖王」としての性格を否定するものではない。そうした天皇の性格も脈々と受

け継がれ、その支配の正当性の根源とされていった。問題は、この二つの性格を使い分けることによって、天皇が比類無い権力者へ上り詰めていった過程であり、その中で仏教が果たした意味の大きさである。「二重の神聖王」としての性格を使い分け、かつ、その過程で宗教的権威を高めることによって、「世俗王」としての天皇の実態を、その過程を隠蔽しつつ、作り上げていったのである。

7世紀は種々の変化がもたらされる時代である。実利的な面においても、法典の整備、戸籍の整備といった国家的事業に始まり、各種の開発を含めた生産関係や流通体制の変革と、それに伴う集団関係の再編などである。これらは古代国家成立のための大前提であり、こうした変化を経て古代国家が成立する。当然、そうした7世紀における種々の変化を支えるイデオロギー的側面も必要である。そのイデオロギー的側面としては基層的な「日本的神道」のみを評価するものではなく、その中から見え隠れする「仏教的要素」を正しく評価する必要性が存在するのである。例えば、長距離水路の起点に建立される古代寺院などは、単に開発の拠点・寺田確保のシンボルとしてのみ評価されるものではなく、(再)開発をイデオロギー的に支えた仏教と言う視点からの評価も必要であろう。古代国家の成立期における仏教の役割は、もっと多岐に渡り、深層に至っている可能性が高いのである。

日本王権の特殊性については、種々指摘される問題である。その祭祀的起源については、多くが「日

本的神道」としての基層宗教に求め、新嘗祭・大嘗祭をその中で位置づける方法が一般的である。考古学的にも、大王霊＝首長霊＝穀霊＝前方後円墳と言う漠然とした了解の中で考える風潮が多いように理解している。しかし、今回の共同研究とその総括の作業を通じて、仏教の果たした役割について指摘することが可能となった。すなわち、日本的王権の特異性として、天皇における仏教的神聖王としての側面を強調し、それが7世紀代の変化の根元に流れているものと考えた。仏教的神聖王の側面は、大仏開眼・院政・後醍醐親政などにおいても強調されるものと考えるが、これについては今後の課題としておきたい。

また、内的宗教と、外的宗教の2重の「神聖王」として君臨する天皇権の、「王権」としての文明的評価もほとんど下すことのできなかつた課題である。仏教を軸にして墓制の規格化と独占が進行する状況、あるいは神殿としての寺院を、政治の舞台としての宮殿や王の居住地とは独立した形で中央・地方に乱立させてゆく状況などは、文明として理解する時、第3世代に成長しつつある状況を示しているものと予測できるが、その具体像を描き出すとともに、2重の神聖王としての特殊性を評価することは全くできなかった。今後の課題としておきたい。

「仏教的(本来的な仏教教義とは異なる)境地に身を置くことによって、日本の王は殺されることから逃れ得た。」現時点での結論である。

## 《参考文献一覧》

〈凡例〉

(財)滋賀県文化財保護協会→協会

滋賀県教育委員会→県教委

各市町村教育委員会→各市町村教委

ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書→ほ場

I・犬上川左岸地域関係(報告書)

〈下之郷遺跡〉

- 1・「下之郷遺跡」『ほ場X III-2』県教委・協会1986
- 2・「下之郷遺跡」『ほ場X IV-2』県教委・協会1987
- 3・「下之郷遺跡」『ほ場X V-2』県教委・協会1988
- 4・「下之郷遺跡」『県営かんがい排水事業関連遺跡発掘調査報告書V』県教委・協会1988
- 5・「下之郷遺跡」『県営かんがい排水事業関連遺跡発掘調査報告書VII-2』県教委・協会1990

〈尼子南遺跡〉

- 6・「尼子南遺跡発掘調査概要I」『県教委・協会1985
- 7・「尼子南遺跡発掘調査報告書」『県教委・協会1989
- 8・「尼子南遺跡」『県教委・協会1995
- 9・「尼子南遺跡1」『ほ場X X II-5』県教委・協会1995
- 10・「尼子南遺跡」『県営かんがい排水事業関連遺跡発掘調査報告書X I-2』県教委・協会1995

〈法養寺遺跡〉

- 11・「法養寺遺跡」『ほ場X-1』県教委・協会1983
- 12・「法養寺遺跡発掘調査報告書」『県教委・協会1984
- 13・「法養寺遺跡」『ほ場X II-1』県教委・協会1985
- 14・「法養寺遺跡」『県営かんがい排水事業関連遺跡発掘調査報告書V』県教委・協会1988
- 15・「法養寺遺跡」『県営かんがい排水事業関連遺跡発掘調査報告書VI-2』県教委・協会1990
- 16・「法養寺遺跡」『県教委・協会1995

〈長寺遺跡〉

- 17・「長寺(積枕古墳群)遺跡」『ほ場X VII-3』県教委・協会1989

〈在土北遺跡〉

- 18・「在土北遺跡」『ほ場X X I-3』県教委・協会1994
- 19・「在土北遺跡2」『ほ場X X II-4』県教委・協会1995
- 20・「在土北遺跡」『県営かんがい排水事業関連遺跡発掘調査報告書X-3』県教委・協会1994

〈尼子遺跡〉

- 21・「尼子遺跡」『ほ場X IX-3』県教委・協会1992

- 22・「尼子遺跡」『ほ場X X-4』県教委・協会1993

- 23・「尼子遺跡」『ほ場X X I-3』県教委・協会1994

- 24・「尼子遺跡」『ほ場X X II-4』県教委・協会1995

- 25・「尼子遺跡」『県営かんがい排水事業関連遺跡発掘調査報告書IX-1』県教委・協会1993

〈北落古墳群〉

- 26・「北落古墳群」『県営かんがい排水事業関連遺跡発掘調査報告書VII-2』県教委・協会1990

- 27・「北落古墳群」『県営かんがい排水事業関連遺跡発掘調査報告書VIII-1』県教委・協会1992

- 28・「北落古墳群I」『ほ場X X I-4』県教委・協会1994

- 29・「北落古墳群II」『ほ場X X II-3』県教委・協会1995

- 30・「北落古墳群III」『ほ場X X III-3』県教委・協会1996

- 31・「北落遺跡」『ほ場整備関連発掘調査報告書』甲良町教委 1994

〈小川原遺跡〉

- 32・「小川原遺跡1」『ほ場X X-3』県教委・協会1993

- 33・「小川原遺跡2」『ほ場X X II-4』県教委・協会1995

〈正楽寺古墳群〉

- 34・「正楽寺古墳群遺跡発掘調査報告書」『甲良町教委 1990

〈三博・四ツ塚古墳群〉

- 35・「三博・四ツ塚古墳群遺跡発掘調査報告書」『甲良町教委 1991

〈寺道・堀之内古墳群〉

- 36・「寺道・堀之内古墳群遺跡発掘調査報告書」『甲良町教委 1992

〈横閑遺跡〉

- 37・「横閑遺跡」『ほ場整備事業関係遺跡発掘調査報告書』甲良町教委 1994

〈塚原古墳群〉

- 38・「甲良町の歴史 北落工場造成工事に伴う塚原古墳群発掘調査概要」『甲良町教委 1993

- 39・「北落古墳群」『県営ほ場整備事業関係発掘調査報告書』甲良町教委 1995

〈雨降野遺跡〉

- 40・「雨降野遺跡」『ほ場X II-1』県教委・協会1985

〈四十九院遺跡〉

- 41・「四十九院遺跡」『ほ場X IV-2』県教委・協会1987

- 42・「四十九院遺跡」『ほ場X V-2』県教委・協会1988

〈葛籠北遺跡〉

- 43・「葛籠北遺跡」『彦根市埋蔵文化財調査報告第9集』彦根市

- 教委 1985
- 〈葛籠南遺跡〉
- 44・「葛籠南遺跡第2次調査」『彦根市埋蔵文化財調査報告第17集』彦根市教委 1989
- 45・「葛籠南遺跡第3次調査」『彦根市埋蔵文化財調査報告第18集』彦根市教委 1989
- 〈法土南遺跡〉
- 46・「法土南遺跡」『彦根市埋蔵文化財調査報告第19集』彦根市教委 1990
- 〈金屋南古墳群〉
- 47・「金屋南古墳群発掘調査報告書」県教委・協会 1996
- 48・「金屋南古墳群」『ほ場 X X III-3』県教委・協会 1996
- 〈その他〉
- 49・西田弘「滋賀県犬上郡甲良町長寺・九条野古墳群発掘調査概要」『滋賀文化財研究所月報5』滋賀文化財研究所 1968
- 50・田路正幸「犬上郡甲良町小川原「粟林古墳」出土遺物について」『紀要4』協会 1990
- 51・中村智孝・山中由紀子「249. 甲良町谷田古墳出土遺物の紹介」『滋賀文化財だより』協会1996
- 52・葛野泰樹「滋賀県長畑遺跡」『日本考古学年報36』日本考古学協会 1986
- 53・中村健二「小川原遺跡の発掘調査—西日本最大級の配石遺構群—」『滋賀考古8』滋賀考古学研究会
- 54・宮川哲郎「塚原古墳群の調査」『滋賀考古10』滋賀考古学研究会 1993
- 55・『滋賀県中世城郭分布調査5』県教委 1987
- II・犬上川左岸地域関係（論考）
- 56・用田政晴・山田友科子「群集墳の特質と展開—犬上川左岸扇状地の場合」『多賀の文化財—考古・美術工芸品』多賀町教委 1991
- 57・宮崎幹也「犬上川左岸扇状地における律令期集落の発生と展開」『滋賀県埋蔵文化財センター紀要2』滋賀県埋蔵文化財センター 1986
- 58・平井美典「滋賀県犬上川左岸群集墳と筑秦画師氏」『文化財学論集』文化財学論集刊行会 1994
- 59・高橋誠一・小林健太郎・野間晴雄「滋賀県犬上郡における条里と灌漑システム—芦川中流右岸を中心として」『条里縁辺地域における水利・土地利用システムの歴史地理学的研究』科研費報告 1987
- 60・小泉裕司「尼子遺跡内古墳群の歴史的的位置付け」『ほ場 X X-4』県教委・県協会 1993
- 61・『甲良町史』甲良町 1984
- III・その他（報告書）
- 〈滋賀県内〉
- 62・「秦荘町上蚊野古墳群」『ほ場 IV-II』県教委・協会 1977
- 63・『日置前遺跡 I』県教委・協会1995
- 64・『大通寺古墳群』県教委・協会1995
- 65・『木瓜原遺跡発掘調査報告書』県教委・協会1996
- 66・『横尾山古墳群発掘調査報告書』県教委・協会1988
- 67・『日吉・吉住池発掘調査報告書』県教委・協会・八日市市教委1984
- 68・「愛知郡秦荘町軽野遺跡」『ほ場 X-1』県教委・協会1983
- 69・「愛知郡湖東町小八木庵寺調査報告」『昭和四十九年度滋賀県文化財調査年報』県教委・協会197-
- 70・「秦荘町野々日遺跡」『ほ場 V』県教委・協会19-
- 71・「愛知郡秦荘町軽野塔ノ塚遺跡」『ほ場 VI-4』県教委・協会1979
- 72・「愛知郡愛知川町畑田磨寺跡」『ほ場 VI-4』県教委・協会 1979
- 73・「愛知郡秦荘町日加田遺跡」『ほ場 VII-5』県教委・協会 1980
- 74・『（仮称）滋賀県立大学整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 八坂東遺跡』県教委・協会1995
- 75・『滋賀県文化財調査概要第6集』県教委1968
- 76・『昭和50年度滋賀県文化財調査年報』県教委1976
- 77・「愛知郡湖東町祇園西塚古墳の調査」『滋賀県文化財だより』190号 県協会 1993
- 78・「秦荘町上蚊野古墳群」『ほ場』V 県教育委員会1978
- 79・「近江の古代寺院研究の基礎資料IV」『滋賀文化財だより』193 協会1994
- 80・「高句麗の都平壤—高句麗の都開城を訪ねて2—後編—」『滋賀文化財だより』146 協会1990
- 81・「山ノ神遺跡発掘調査報告書II」大津市教委 1991
- 82・『滋賀里・穴太地区遺跡発掘調査報告書I』大津市教委 1980
- 83・「竹ヶ鼻庵寺・品井戸遺跡（第四次）」『彦根市埋蔵文化財調査報告書第8集』彦根市教委 1985
- 84・「竹ヶ鼻庵寺発掘調査報告書」『彦根市埋蔵文化財調査報告書第21集』彦根市教委 1991

- 85・『烏籠山遺跡発掘調査報告書』『彦根市埋蔵文化財調査報告書第2集』彦根市教委 1992
- 86・秋田裕毅・近藤滋他『常楽寺山古墳群調査報告』安土町教委・安土町町史編集委員会・協会 1977
- 87・『野洲町文化財資料集82-2』野洲町教委 1983
- 88・『町内遺跡発掘調査報告書\*』蒲生町文化財資料集(16) 蒲生町教委 1992
- 89・『本郷遺跡発掘調査報告書』蒲生町教委19\*
- 90・『竜石山古墳群』『東海道新幹線増設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』日本国有鉄道 1965
- 〈その他〉
- 91・『佐倉市大作遺跡』千葉県土地開発公社・(財)千葉県文化財センター 1990
- 92・『平田古墳群』『人類学博物館紀要』第9号 南山大学人類学博物館 1987
- 93・『中大谷13・16号墳発掘調査報告』『安濃町埋蔵文化財調査報告3』安濃町遺跡調査会 1988
- 94・『小柏築跡発掘調査報告書』福井県織田町教委 1994
- 95・『長原・瓜破遺跡発掘調査報告書 II』財団法人大阪市文化財協会 1990
- 96・『河南町東山所在遺跡発掘調査概報』大阪府教委 1969
- 97・『一須賀・葉室古墳群』大阪府教委 1984
- 98・『陶邑Ⅲ』大阪府教委 1978
- 99・『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅱ』奈良国立文化財研究所 1978
- 100・『寺口忍海古墳群』新津町教委 1988
- 101・『七双子古墳群』大分県文化財調査報告第8集 1962
- Ⅳ・その他(論考)
- 102・赤坂憲雄『王と天皇』ちくまライブラリー 1988
- 103・麻生俊『層位論』『岩波講座 日本考古学1』岩波書店 1986
- 104・石田茂作『白鳳期時代寺址三題』『考古学雑誌』27-10 1937
- 105・頼垣晋也他『飛鳥白鳳の古瓦』奈良国立博物館 1970
- 106・井川祥子『古代美濃国における軒瓦の様相』『岐阜市歴史博物館研究紀要』8 1994
- 107・今枝由郎『お宮とお寺—と教会—のある風景』『現代日本文化論』7 1997
- 108・石上栄一『古代東アジアにおける地域と日本』『日本の社会史』1 1987
- 109・上原真人『日本の美術Ⅰ 蓮華紋』至文堂 1996
- 110・ト部行弘『土製品』『古墳時代の研究8 副葬品』雄山閣 1991
- 111・愛知郡役所『近江愛智郡志』1929
- 112・大津透『古代天皇制論』『岩波講座日本通史』古代3 1994
- 113・大橋信弥『近江における渡来系氏族の研究』『青丘学術論集』6 1995
- 114・大道和人『古墳出土の炉壁・魅澤の蛍光X線分析の結果について』『ほ場XX-4』県教委・協会 1993
- 115・大道和人『高島郡の鉄生産とその周辺』『紀要』7 協会 1994
- 116・大塚章『美濃地方における湖東式軒瓦の展開〜特に、各務原・加茂地区を中心として〜』『岐阜県博物館調査研究報告』17 岐阜県博物館 1996
- 117・岡田精司『大化前代の服属儀礼と新嘗』『日本史研究』60-61 1962
- 118・岡本東三『東国古代寺院と瓦』吉川弘文館 1996
- 119・小笠原好彦他『近江の古代寺院』近江の古代寺院刊行会 1989
- 120・小笠原好彦『近江の仏教文化』『古代を考える近江』吉川弘文館 1992
- 121・小田富士夫『横穴式石室の導入とその源流』『東アジア世界における日本古代史講座』4 1980
- 122・河上邦彦『大和の横穴式石室の概観と二、三の問題』『樞原考古学研究所論集』9 1988
- 123・河野一隆『森の王』『京都府埋蔵文化財論集』3集 1996
- 124・蒲原宏行『竪穴系横口式石室考』『古墳文化の新視角』雄山閣 1983
- 125・鬼頭清明『法隆寺の庄倉と軒瓦の分布』『古代研究』11 1977
- 126・京嶋寛『群集土城の再評価—集団墓説への批判—』『大阪府埋蔵文化財協会 研究紀要』3 財団法人大阪府埋蔵文化財協会 1995
- 127・京都大学文学部考古学研究室『琵琶湖周辺の6世紀を採る』1995
- 128・北村圭弘『近江国坂田荘の開発(中)』『紀要』6 協会 1993
- 129・鬼頭清明『6世紀までの日本列島』『岩波講座日本通史』古代1 1993
- 130・小林正春『長野の古墳—下伊那の古墳時代の埋葬馬』『日

- 本考古学協会1994年度大会発表要旨』日本考古学協会  
1994
- 131・近藤義郎編『日本土器製塩研究』青木書店 1994
- 132・近藤義郎『前方後円墳の時代』岩波書店 1985
- 133・坂元義穂『東アジアの国際関係』岩波講座日本通史』古  
代1 1993
- 134・狭山市教委『日本最大の狭山池と天平の僧行基』1996
- 135・白石太一郎『畿内における古墳の終末』国立歴史民俗博  
物館研究報告』1 1982
- 136・白石太一郎『日本における横穴式石室の系譜—横穴式石  
室の受容に関する一考察—』『先史学研究』5 1965
- 137・鳥津義昭・高木正文『熊本の古墳』『日本考古学協会1994  
年度大会発表要旨』日本考古学協会 1994
- 138・菅谷文則『八角堂の建立を通じてみた古墳終末時の様  
相』『論集 終末期古墳』 1973
- 139・千田剛道『高句麗瓦の計量化分析(II)』『考古学におけ  
る計量分析・計量考古学への道(III)』『帝塚山考古学研  
究所』1993
- 140・竹内英昭『三重県の横穴式石室研究』『研究紀要』4 三  
重県埋蔵文化財センター 1995
- 141・辰巳和弘『密集型群集墳の特質とその背景』『古代学研究』  
100号 1983
- 142・田辺昭三『須恵器大成』角川書店 1981
- 143・谷口徹『彦根の古代寺院(一)』『彦根城博物館研究紀要』  
3 彦根城博物館 1992
- 144・都出比呂志『日本古代の国家形成論序説—前方後円墳  
体制の提唱—』『日本史研究』343 日本史研究会 1991
- 145・坪之内徹『畿内周辺地域の藤原宮式軒瓦—讃岐・近江を  
中心として』『考古学雑誌』69・1 1982
- 146・藤間生太『日本国史』1947
- 147・富山直人『畿内における横穴式石室の構築技術と渡来系  
氏族』『文化財学論集』文化財学論集刊行会 1994
- 148・中村元『普遍的国家の理想』『日本仏教』1号 1958
- 149・中谷雅治『階段状石積みのある横穴式石室について—滋  
賀県三ツ山古墳群を中心として—』『水と土の考古学』小江  
先生還暦記念論集刊行会 1973
- 150・新納泉『王と王の交渉』『古墳時代の王と民衆』古代史復  
元6 1989
- 151・新納泉『戊辰年銘大刀と装飾付大刀の編年』『考古学研究』  
135号 1987
- 152・西田弘『近江の古瓦』『湖東北半部』『文化財教室シリーズ』  
33 1979
- 153・広瀬和雄『古代の開発』『考古学研究』30—2 考古学研究会  
1983
- 154・畑中英二『技術の伝播とイデオロギー』『滋賀考古』17  
1997
- 155・畑中英二『古代における琵琶湖の湖上交通について』『紀  
要』9 協会1996
- 156・畑中英二『近江』『古代の土器4 煮炊具(近畿編)』『古  
代の土器研究会』1996
- 157・畑中英二『6世紀と7世紀の須恵器生産における質的問  
題』『滋賀考古』10 1994
- 158・畑中英二『滋賀県における古代の上器様相・その1』『紀  
要』7 協会1994
- 159・畑中英二『犬上川左岸扇状地における施釉陶器の搬入形態』  
『法養寺遺跡』県教委・協会 1994
- 160・畑中英二『滋賀県草津市笠山古窯出土遺物の紹介』『紀要』  
6 協会1993
- 161・八賀晋『地方寺院の成立と歴史的背景』『考古学研究』81  
1973
- 162・花田勝広『河内—須賀古墳群の検討』『滋賀考古』11  
1994
- 163・花谷浩『寺の瓦作りと宮の瓦作り』『考古学研究』40—2 考  
古学研究会 1993
- 164・土生田純之『日本横穴式石室の系譜』学生社 1991
- 165・林博通『いわゆる一本造りあぶみ瓦について』『史想』17  
京都教育大学考古学研究会 1975
- 166・菱田哲郎『畿内における初期瓦生産と工人の動向』『史林』  
69—3 1986
- 167・菱田哲郎『須恵器生産の拡散と工人の動向』『考古学研究』  
38—4 考古学研究会
- 168・樋口隆康『須恵器』『世界陶磁全集 1』河出書房 1958
- 169・平井美典『滋賀県大上川左岸群集墳と築泰画師』『文化財  
学論集』 1994
- 170・平野邦雄『大化前代社会組織の研究』吉川弘文館 1969
- 171・琵琶湖文化館『近江文化史シリーズ 第4回展 奈良時  
代の文化』県教委 1974
- 172・福永伸哉『古墳時代の共同墓地—密集型土城墓群の評  
価について—』『待兼山論叢』23 1989
- 173・福永伸哉『共同墓地』『古代史復元 6 古墳時代の王と  
民衆』講談社 1989
- 174・藤居明『草津市観音堂遺跡の調査結果からみた瀬田丘陵



- の鉄生産、『滋賀考古』13 1995
- 175・藤川清文「近江の壑穴系横口式石室」、『沼場※』県教委・協会 1978
- 176・藤田和尊「古墳時代における武器・武具保有形態の変遷」、『橿原考古学研究所論集』8 1988
- 177・ホカート・A・M『王権』人文書院 1986
- 178・細川修平「5世紀の琵琶湖周辺」、『滋賀考古』16 1996
- 179・細川修平「南滋賀町鹿寺の建立」、『滋賀考古学論叢』5 1992
- 180・松井章「動物遺存体からみた馬の起源と普及」、『日本馬具大鑑編集委員会編『日本馬具大鑑』第1巻 古代上 日本中央競馬会 1990
- 181・森浩一「和泉・河内窯出土の須恵器編年」、『世界陶磁全集』1 河出書房 1958
- 182・森下浩行「日本における横穴式石室の出現とその系譜—畿内型と九州型」、『古代学研究』111 1986
- 183・森下浩行「九州型横穴式石室考—畿内出現前・横穴式石室の様相—」、『古代学研究』115 1987
- 184・森下浩行「横穴式石室・伝播の様相—北九州型B類—」、『奈良市埋蔵文化財調査センター紀要』奈良市教委 1987
- 185・柳沢一男「壑穴系横口式石室再考」、『森貞次郎博士古希記念古文化論集』下巻 森貞次郎博士古希記念古文化論集刊行会 1982
- 186・山崎信三「後期古墳と飛鳥白鳳寺院」、『奈良国立文化財研究所創立30周年記念論集—文化財論叢』同朋社 1983
- 187・山中由紀子（刊行予定）「横穴式石室出土馬具の基礎研究—馬具の副葬位置を中心に—」、『立命館大学考古学論集』立命館大学 1997
- 188・横山浩一「手工業の発達」、『世界考古学大系』平凡社 1958
- 189・横山浩一「型式論」、『岩波講座—日本考古学』岩波書店 1986
- 190・『竜王町史』上巻 竜王町 1987
- 191・八日市市史編纂委員会『八日市市史』第1巻 1983
- 192・和田萃「モガリの基礎的考察」、『論集—終末期古墳』 1973
- 193・和田晴吾「畿内の家形石棺」、『史林』59—3
- 194・『雪野寺趾発掘調査報告』、『日本古文化研究所報告』 7 1937
- 195・『塑像出土古代寺院の総合的研究』京都大学文学部考古学研究室 1992
- 196・「町指定檜崎古墳の確認調査」、『滋賀埋文ニュース』128 滋賀県埋蔵文化財センター
- 197・「大土郡多賀町水沼荘跡遺跡」、『沼場Ⅳ—1』県教委・協会 1977
- 198・滋賀県内務部編『滋賀県農業水利及土地利用調査書2』 1977
- 199・谷岡武雄『平野の開発』 1964
- 200・佐藤泰弘「4・近江国水沼荘懸田地区」、『日本古代荘園絵図』 1996
- 201・「和田古墳群」、『栗東町埋蔵文化財発掘調査1993年度年報』（財）栗東町文化体育振興事業団 1994
- 202・「蒲生郡蒲生町横山所在古墳群調査報告」、『滋賀文化財だより』205 協会 1995
- 203・「尼子南遺跡2・尼子西遺跡1」、『沼場ⅩⅩⅢ—4』県教委・協会

## V. 追加

- 194・「雪野寺趾発掘調査報告」、『日本古文化研究所報告』 7 1937

## 編 集 後 記

『紀要』の第10号をお届けいたします。

本号には多数の寄稿をいただいたため、紙幅の関係上、体裁を若干変えざるをえなくなりました。見にくい点等があらうかと思いますが、どうか御了承下さい。

さて、本号をもって、この『紀要』も10歳を迎える事になりました。ここに至る間には、多くの方々の御指導・御協力をいただきました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。今後とも職員の研究活動の拠点として、さらに研鑽をつんでいきたいと考えておりますので、皆様からの積極的な御叱正・御鞭撻を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

(T・M、T・T)

平成9年3月

## 紀 要 第10号

編集・発行：財団法人滋賀県文化財保護協会  
滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2  
TEL:(0775-48-9780)  
印刷・製本：明文舎印刷商事株式会社  
滋賀県長浜市森町中久保386